

# 3疾患を特疾算定対象に戻す 要請署名推進 FAX ニュース

発行所  
大阪府保険医協会  
〒556-0021  
大阪市浪速区幸町 2-2-20  
TEL 06-6568-7721

## 診療報酬の改悪 全科で押し返そう

### 3月19日に厚労省要請を実施 計画書等にも改善求める予定

大阪府保険医協会は、生活習慣病管理料改定の弊害等について、「療養計画書が医療機関の負担になっている」「計画書の記載で待ち時間も増え患者トラブルにもつながっている」「マーカー検査を行っても算定ができず困っている」など、会員医療機関から多くの憤りの声が届いています。

こうした声をもとに保険医協会では特定疾患管理料・生活習慣病管理料の改善を求めて運動に取り組んでいます。3月19日 (水)の国会行動で署名提出するとともに、右記の趣旨で厚労省要請にも取り組みます。ぜひご協力下さい。

## 生活習慣病管理料対象3疾患等 に関する要請書（趣旨一部抜粋）

### ●基本要件：

3疾患を特定疾患療養管理料の対象疾患に戻すこと

### ●次期改定要求趣旨：

- ①療養計画書について、交付や署名は義務とせず、医師が必要とする場合・患者の求めがあった場合に発行。また、患者ごとに独自様式で行うことができるように
- ②算定日においても、外来管理加算が算定できるように
- ③悪性腫瘍特異物質治療管理料、療養費同意書交付料、傷病手当金意見書交付料、特定薬剤治療管理料などをはじめ、併算定できない医学管理等を算定できるように

**FAX 06-6568-2389 大阪府保険医協会・橋本行**

内閣総理大臣殿／厚生労働大臣殿／財務大臣殿／国会議員各位

### 一. 糖尿病・高血圧・脂質異常症を特定疾患療養管理料の算定対象に戻すこと。

私の一言



住所：  
医療機関名：  
氏名：

※ゴム印での記載  
または上記 QR  
からでも可能です

取扱い団体：大阪府保険医協会 〒556-0021 大阪市浪速区幸町 2-2-20 清光ビル 4階 TEL06-6568-7721